

第11回講義 担保物権法の後半のミニテスト・ミニ解説

2017/12/06

松岡 久和

I 次の文章は正しいか。誤っている場合には、その箇所を指摘して、理由を付して答えなさい。

- 1 × 動産質権は目的物を債権者に引き渡さないと成立しないが、この引渡しには、~~占有改定~~や指図による占有移転も含まれる。

前段は 343 条どおりだが、後段は 345 条で占有改定による質権設定は認められない。

- 2 ○ 判例によれば、債権者 A が目的物甲の所有者である債務者 B に対して質権を主張できる場合において、B が所有権に基づいて甲の引渡請求訴訟を提起したときは、この請求は棄却される。これに対して、債権者 A が目的物乙の所有者 B に対して留置権を主張できる場合において、B が A に対して乙の引渡請求訴訟を提起したときは、被担保債権の弁済との引換給付判決がされる。

いずれも正しい。質権は、付従性や不可分性があり被担保債権が存在している以上質権設定者の返還請求は棄却される。これに対して、留置権では、公平維持の観点から債務者に先履行を強いるほどの効力を認めなくてもよいとして引換給付判決となる（教科書 251 頁）。

- 3 × 先取特権相互の優劣は~~それぞれの成立時の先後により決まり、対抗要件のある担保物権では、先取特権の成立時点と対抗要件具備の時点の先後によって決まる。~~

先取特権は、それが認められる理由次第で、優先的な扱いの度合いが異なり、339 条以下で優劣関係が法定されている（教科書 278 頁以下）。租税債権や共益費用の先取特権は、一定の場合、先に生じているものにも優先する。後段については、たとえば不動産保存・不動産工事の先取特権は、登記済の抵当権にも優先する（339 条）。

- 4 × 判例によれば、A が、その所有する動産甲について、X と Y に二重に譲渡担保を設定する契約を順次結び、それぞれこの順に対抗要件を備えた場合において、Y が A との契約時に X の権利取得を過失なく知らなかったときは、~~甲の所有権者は Y である。~~

対抗要件（178 条）を先に備えた X が所有権者である。Y は占有改定によって引渡しを受けているに過ぎないので、判例・多数説では、即時取得の要件をみたまず、所有権を取得できない（教科書 318-319 頁、337 頁）。

II 次の事例について簡潔に答えなさい。

Yが、その所有する当時の時価 1 億円の乙不動産を、Aに対する 5000 万円の債務を担保するために、Aに譲渡してAへの所有権移転登記をしたが、引き続きYが乙を占有・利用していた。Yが弁済期に債務を弁済しなかったので、Aは、乙を、YA間の事情をよく知っているXに、この時点での時価 8000 万円よりは安い 7000 万円で売却して、Xへの所有権移転登記をした。XとYの法律関係はどうなるか。なお、利息と遅延損害金は本問では考えなくてよいものとする。

ポイントは3つ。

①弁済期後の有効な処分清算により、Xが確定的に乙不動産の所有権を取得し、Yの受戻権は消滅する。なお、二重譲渡関係には立たないので、背信的悪意者か否かなどXの主観的態様は考慮されない。

②YはAに対して差額（2000 万円。考え方によっては 3000 万円）の清算金請求権を取得する。

③Yは②の債権を担保する留置権をXに対して主張することができる。